

玉東町九州大会以上出場補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、玉東町の住民基本台帳に登録されている者が、体力と技術向上のため、九州大会、全国大会並びに国際大会（以下「九州大会以上の大会」という）に出場する場合に、お祝いとして補助金を交付することに対し必要な事項を定める。

(補助の対象)

第2条 補助の対象となる者は、各種団体または、協会が主催する九州大会以上の大会に出場するもので、次の各号に該当するもの。

- (1) 県大会団体戦でベスト4以上、県大会個人戦でベスト8以上の成績を収め、県の代表として九州大会以上の大会に出場する資格を取得した団体または個人及びその指導者（オレンジはあとクラブと玉東クラブの指導者に限る）。
 - (2) 県大会団体戦でベスト4以上、県大会個人戦でベスト8以上の成績を収め、県等の各種団体から推薦があつて県の代表として九州大会以上の大会に参加する資格を取得した団体または個人及びその指導者（オレンジはあとクラブと玉東クラブの指導者に限る）。
 - (3) 九州大会以上の大会の予選会（地区大会合算）において、個人戦（ダブルス、ペア含む）20チーム以上、団体戦16チーム以上出場の大会を対象とする。なお、60歳以上のシニアの大会については、個人戦（ダブルス、ペア含む）10チーム以上、団体戦8チーム以上出場のチームとする。
- 2 国民スポーツ大会、全国健康福祉祭（ねんりんピック）、全国高等学校総合体育大会（インターハイ）出場者については、前項各号の規定にかかわらず補助対象とすることができる。
- 3 補助対象となる者は、主催者が開催要項等で定めた出場登録の範囲とする。

(補助金の支給)

第3条 前条第1項各号または第2項に該当する団体または個人及びその指導者に対して、同年度において1回に限り支給するものとする。

2 支給する補助金の額については次に定める額とする。

- (1) 九州大会 1人 5,000円
- (2) 全国大会 1人 10,000円
- (3) 国際大会 1人 40,000円

(補助金交付申請書)

第4条 補助金を受けようとする者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要な書類を添え、玉東町長に提出しなければならない。

2 町長は前項に規定する書類を除くほか、必要と認める書類の提出を求める

ことができる。

(審査及び交付決定等)

第5条 町長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、その内容を審査して補助金の交付の可否を決定する。

2 補助金の交付を決定したときは、速やかに補助金交付決定通知書（様式第2号）により補助金申請書に通知するものとする。

(実績報告)

第6条 補助受給者は、大会出場後、速やかに大会実績報告書（様式第3号）及び関係書類を町長に提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

(平成15年4月1日一部改正)

(平成16年4月1日一部改正)

(平成20年3月1日一部改正)

(平成25年4月1日一部改正)

(令和7年4月1日一部改正)

(令和8年7月27日一部改正)